

# 令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

## 第12号議案 令和5年度長崎市一般会計予算

目次	説明書記載頁
子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開	P 3 (一)

### 【3款 民生費】

<b>新規</b> 子ども・子育て支援事業計画策定費(3.2.1)	P 4～ 5 (P 164～ 165)
<b>拡大</b> 児童福祉システム整備費(3.2.1)	P 6～ 9 (P 164～ 165)
<b>新規</b> 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金実施事業費(3.2.1)	P 10～ 12 (P 164～ 165)
<b>新規</b> 子育て世帯訪問支援事業費(3.2.1)	P 13～ 14 (P 164～ 165)
<b>拡大</b> 子育て支援センター運営費(3.2.1)	P 15～ 20 (P 164～ 165)
あぐりの丘運営費(3.2.1)	P 21～ 22 (P 164～ 165)
病児・病後児保育費(3.2.1)	P 23～ 24 (P 166～ 167)
<b>新規</b> 民間保育所等副食費支援補助金(3.2.1)	P 25～ 26 (P 166～ 167)
<b>新規</b> 子ども・子育て支援連携体制促進事業費(3.2.1)	P 27～ 28 (P 166～ 167)
<b>拡大</b> 放課後児童健全育成費(3.2.1)	P 29～ 34 (P 166～ 167)
放課後子ども教室推進費(3.2.1)	P 35～ 36 (P 166～ 167)
<b>新規</b> 民間保育所等非常通報装置整備費補助金(3.2.1)	P 37 (P 166～ 167)
<b>新規</b> 【補助】児童福祉等施設整備事業費	
子育て支援センター(3.2.1)	P 38～ 40 (P 166～ 167)
<b>新規</b> 【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金	
民間認定こども園(3.2.1)	P 41～ 45 (P 166～ 167)
放課後児童クラブ(3.2.1)	P 46～ 47 (P 166～ 167)
<b>新規</b> 【単独】新保育施設建設用地整備事業費	
旧仁田佐古小学校跡地擁壁(3.2.1)	P 48～ 52 (P 166～ 167)
<b>拡大</b> 市立保育所費(運営費)(3.2.4)	P 53～ 56 (P 170～ 171)
<b>拡大</b> 市立認定こども園費(運営費)(3.2.4)	P 53～ 56 (P 170～ 171)

### 【4款 衛生費】

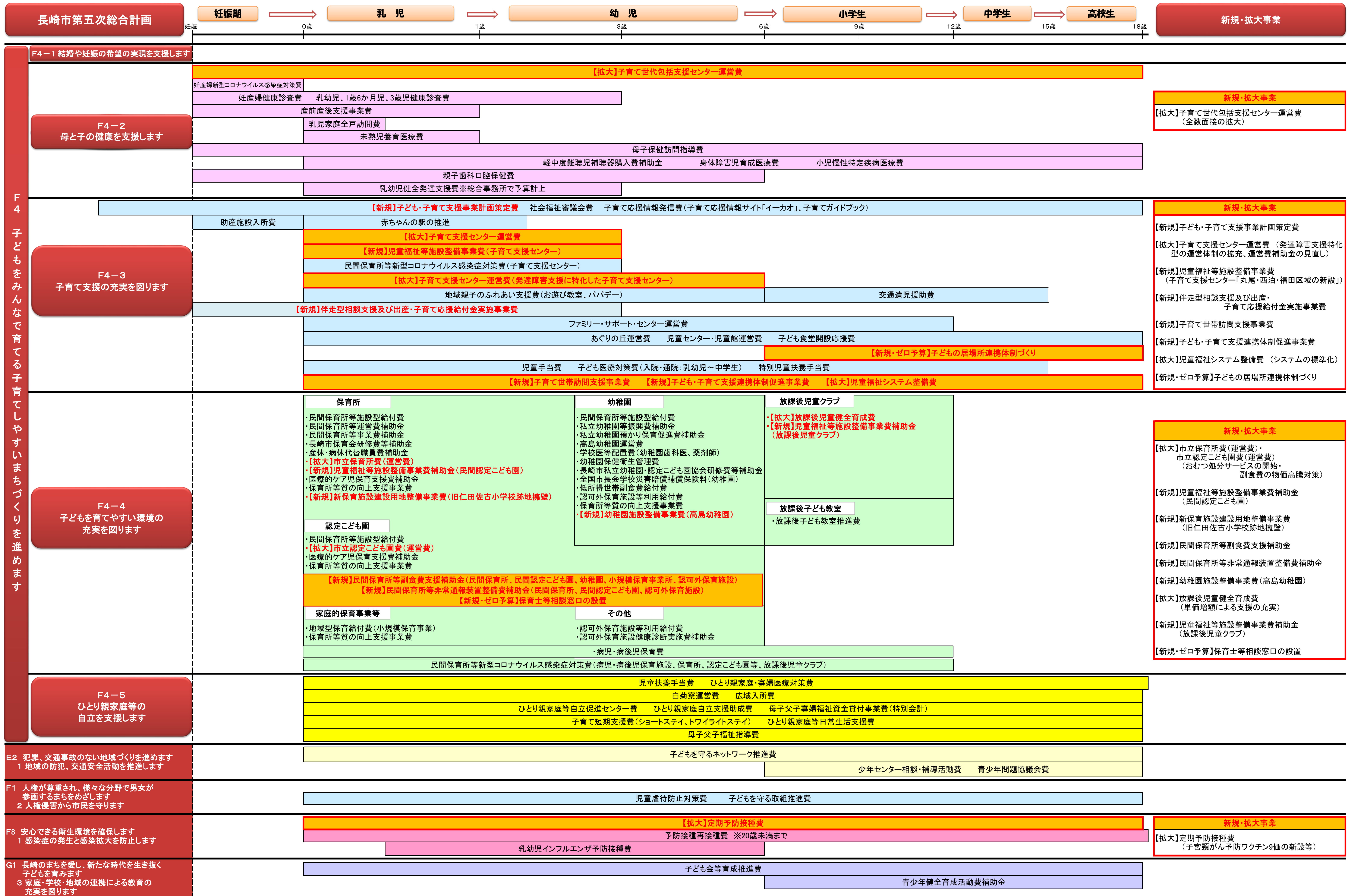
<b>拡大</b> 定期予防接種費(4.1.4)	P 57～ 59 (P 184～ 185)
--------------------------	-----------------------

### 【10款 教育費】

<b>新規</b> 【単独】幼稚園施設整備事業費 高島幼稚園(10.5.1)	P 60～ 61 (P 280～ 281)
--	-----------------------



子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開（令和5年度当初予算）



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	子ども・子育て支援事業計画 策定費	千円 5,750

## 1 概 要

子ども・子育て支援法に基づき策定した「第2期長崎市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：R2～R6）が、令和6年度をもって計画期間満了となることに伴い、第3期計画（計画期間：R7～R11）を策定する（事業期間：R5～R6）。

令和5年度は、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設や放課後児童健全育成事業、延長保育事業などの子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、アンケートによるニーズ調査を実施し、需要量（量の見込み）の推計を行う。

## 2 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく5年を1期とする法定計画であり、計画的に子ども・子育て支援の充実を図るため、計画期間の年度ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需要量（量の見込み）と供給量（確保策）などを定めるもの。

### (1) 必須記載事項

- |  |
|--|
| ア 教育・保育提供区域に関する事項<br>イ 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量（量の見込み）と供給量（確保策）に関する事項<br>ウ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する事項<br>エ 施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項 |
|--|

### (2) 任意記載事項

- |  |
|--|
| ア 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用に関する事項<br>イ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項<br>ウ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する事項<br>エ 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項 |
|--|

## 3 事業内容（令和5年度実施分）

### (1) ニーズ調査

ア 調査対象：就学前児童及び小学生の保護者

#### イ 調査内容

- ・ 居住区域（小学校区）、子どもの数
- ・ 保護者の就労状況、平均的な帰宅時間、子育てに関する相談先の有無
- ・ 幼稚園や保育所、認定こども園等の利用状況、今後の利用希望
- ・ 延長保育事業や子育て支援センター等の地域子ども・子育て支援サービスの利用状況、今後の利用希望
- ・ 放課後の過ごし方や放課後児童クラブ等の利用状況、今後の利用希望
- ・ 育児休業や短時間勤務など職場の両立支援制度の有無、利用状況 など

## ウ 調査数量等

	就学前児童調査	小学生調査
調査数量（発送数）	12,000部	8,000部
対象者抽出方法	住民基本台帳により、居住区域（小学校区）の児童数のバランスを考慮しながら、無作為抽出	小学校の児童数のバランスを考慮しながら、小学校ごとに調査する児童数を抽出
配布方法 （調査依頼文）	保育所、幼稚園等を通して配布、又は郵送による配布	小学校を通して配布
実施方法	インターネットによる回答（調査依頼文に掲載したQRコード又はURLからアクセスして回答）	

### (2) 調査結果の集計

調査結果は、居住区域（小学校区）や教育・保育提供区域ごとに集計する。（自由記述集計含む。）

### (3) 需要量（量の見込み）の推計

調査結果に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の今後の需要量（量の見込み）を推計する。

## 4 経費内訳

- (1) 需用費 156千円  
アンケート用宛名ラベル購入、依頼文印刷
- (2) 役務費 1,470千円  
アンケート依頼文発送に伴う郵送料
- (3) 委託料 4,124千円  
調査結果の集計、量の見込み算出などニーズ調査委託

## 5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
5,750	—	—	—	5,460	290

※こども基金

## 【参考】 計画策定までのスケジュール

事項	令和5年度												令和6年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度進捗状況の把握																								
ニーズ調査の内容 実施方法の検討																								
調査結果集計 需要量推計																								
理念・施策体系検討																								
計画構成・素案検討																								
パブリック・コメント実施 計画素案の調整																								
計画策定・公表																								

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-9	児童福祉システム 整備費	千円 18,498

## 1 事業概要

児童手当、児童扶養手当、福祉医療の3業務を管理している児童福祉システムにおいて、社会保障・マイナンバー制度等への対応を図り、業務の効率化及び手続きの簡素化を図るもの。

令和5年度においては、標準化に係る現状分析作業、公金受取口座対応に係るシステム改修、標準レイアウト変更に係るシステム改修の3項目の実施を予定している。

## 2 事業内容

### (1) 標準化に係る現状分析作業（予算額：10,560千円）

地方自治体の情報システム標準化・共通化の取扱いは、現行システム及びパッケージを活かしたバージョンアップを実施して令和7年度末までに標準準拠システムへ移行するため、令和5年度においては、現状分析作業を行うもの。

作業予定期間	主な内容
令和5年4月 ～令和6年3月	・標準準拠パッケージと現行システムとの比較分析

### (2) 公金受取口座対応に係るシステム改修（予算額：6,039千円）

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、市民が預貯金口座の情報をマイナンバーに紐づけることで、行政機関等が当該口座情報の提供を求められることができるようにするとともに、マイナンバーを利用して公金受取口座情報の登録、照会を可能とするもの。

作業予定期間	主な内容
令和5年6月～9月	・公金受取口座の管理項目の追加 ・最新口座情報のチェック機能の作成 ・児童扶養手当現況届のレイアウト変更

### (3) 標準レイアウト変更に係るシステム改修（予算額：1,899千円）

データ標準レイアウトの改版（毎年行われる、法改正等に伴う関連様式の変更、情報照会で取り扱う事項の追加等）に伴う対応として、令和5年度のデータ標準レイアウト関連様式に従い、レイアウトを変更するもの。

・事業費合計 (1)～(3) 18,498千円

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
18,498	—	—	—	10,560	7,938

※デジタル基盤改革支援補助金 標準化に係る現状分析作業（10,560千円）の10/10

（参考）長崎市の情報システムの標準化・共通化について

#### 1 国の動向

##### （1）概要

急速な少子化・高齢化による人口減少時代を迎え、労働人口が減少する中でも継続して行政サービスが提供できるよう、デジタル技術を活用した生産性の向上及びこれまでの制度や組織、業務の変革等への取り組みが求められている。

このような状況を踏まえ、国は、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に寄与するよう、自治体の情報システムの標準化・共通化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号、令和3年9月1日施行。以下「標準化法」という。）を制定し、標準化法第5条第1項の規定に基づき「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月閣議決定。以下「基本方針」という。）を定めた。

その中で、自治体が住民記録や税などの自治体の主要な20業務を処理するシステムについては、令和7年度末までにガバメントクラウド（国が整備するクラウド環境）を活用した標準準拠システムへ移行することを求めている。

具体的には、次の3段階で移行していくことを示している。

- ・第1段階：国は、標準仕様書を策定するとともに、システムを動かす環境となるガバメントクラウドを整備、提供
- ・第2段階：ベンダ（システム開発事業者）は、国が規定する標準仕様書に基づき、ガバメントクラウド上にシステムを構築
- ・第3段階：自治体は、構築されたシステムの中から選定し、利用

・標準化対象事務（政令で定められた20業務）

①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

##### （2）標準化の意義

###### ア 人的・財政的負担の軽減

- ・システムを個別に所有する必要がなくなり、導入経費が抑制。  
（システム移行完了後に平成30年度比で運用経費等を少なくとも3割削減）
- ・ベンダとの調整や仕様作成業務の削減により、人的負担が軽減。

###### イ 行政サービス・市民の利便性の向上

- ・削減された時間を、企画立案や市民への直接的なサービス提供などの業務に注力できるようになり、行政サービスが向上。
- ・標準準拠システムとマイナポータル「ぴったりサービス」との接続も標準化され、オンライン化が推進されることにより、市民の利便性が向上。

#### ウ 行政運営の効率化

- ・標準準拠システムに業務を合わせるよう、事務のやり方を見直すことや、審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理できるようにすることで、職員の負担が軽減。
- ・「ガバメントクラウド」活用により、サーバー等機器の調達・維持管理の負担が軽減。

## 2 本市の標準化への対応

標準準拠システムへの対応は、法令で義務付けられており、令和7年度末とされている期限内に、安全かつ確実にシステムを移行する必要がある。

このことから、「現行システムの更新時期」、「ベンダの対応状況」を総合的に勘案し、システム移行を計画的に進めていく。

### (1) 情報システムの標準化・共通化の取組みに対する懸念点

期限内に安全かつ確実に移行を目指すうえで、次の3点の懸念点があげられる。

#### ア システムが調達できないリスク

各自治体がベンダへ移行作業を委託する時期が集中することと、開発期間が非常に短期間となることから、製品完成を待ってプロポーザルによる選定を行ったとしても、ベンダが要員を確保できず、どのベンダも応募しないリスクがある。

#### イ 職員の事務負担の増加

短期間に集中してシステム更新作業を行うことに加え、標準化対象事務そのものを標準的な業務フローに基づいて見直すため、職員の負担が増加する。

#### ウ 標準化対象外の事務への対応

本市の情報システムは、標準化対象事務だけでなく、市独自の施策など標準化対象外の事務も処理しており、その運用検討やシステム構築等の対応が必要となる。

### (2) 移行方針

前述したような懸念点を踏まえるとともに、市民サービスへの影響を、最小限に抑えるため、本市の標準準拠システムへの移行方針は、次のとおりとする。

#### ア 現行システムベンダが開発する標準準拠システムへ移行

標準化への対応に伴う事務の見直しやシステム選定に係る職員の負担を軽減し、令和7年度末までに安全かつ確実に移行を完了するため、原則として、現行システムのベンダが、ガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムへ移行する。

#### イ 国が整備するガバメントクラウドを利用

本市の情報システムは、主に庁内にサーバー機器等を設置して運用しているが、サーバー等の機器調達や維持管理が職員の負担となっていることと、システム標準化に係る国の財政措置の交付要件が「令和7年度末までに、ガバメン



トクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行すること」とされていることから、ガバメントクラウドを利用することとする。




ウ 「共通基盤」を介したデータ連携


現在、標準化対象のシステムと標準化対象外のシステムとのデータ連携は、「共通基盤」を介した連携とファイル連携により行っており、移行後も「共通基盤」を介したデータ連携とする。


(3) 移行作業


標準準拠システムの稼働までに必要な作業としては、「現行システムと新システムとの比較分析」「新機能等に対応するための運用検討」などの事前準備作業と、「システム移行時の設定」「データ移行」「運用テスト」などの移行作業があり、システムの規模に応じて、稼働までに1～2年程度を要する。

(4) スケジュール

システム名	区分	R5 年度	R6 年度	R7 年度	稼働予定年月
児童福祉	現行				R8. 3 月
	構築				

※  (黒矢印)：現行システムの契約期間（更新時期）

※  (赤矢印)：事前準備作業（現行システムと新システムとの比較分析、標準準拠システムの新機能等に対応するための運用検討等）

※  (青矢印)：移行作業（システム移行時の設定、データ移行、運用テスト等）

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-1	伴走型相談支援及び出 産・子育て応援給付金 実施事業費 (給付金) (事務費)	千円 300,296
				4-2		(273,000) (27,296)

## 1 概 要

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

このような中、国において、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊娠届や出生届出時に妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る合計10万円相当の「経済的支援」を一体とした「出産・子育て応援交付金」を創設されたことから、本市においても、これを活用し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整える。

## 2 事業内容

### (1) 伴走型相談支援

妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行い必要な支援へとつなぐ。

#### 面談実施のタイミングと方法

時期	対象者	方法	面談の内容
妊娠届出時	妊婦	・アンケート ・保健師等専門職による全数面接時に面談	子育てガイドを一緒に確認し、出産までの見通しを寄り添って立てる。
妊娠8か月頃	妊婦	・アンケート ・希望者及び支援が必要と判断した者は保健師等専門職による面談（オンラインによる面談も含む）	・子育てガイドをもとに、出産時、産後の支援・手続きを一緒に確認。 ・産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案。
出生届出から生後4か月頃までの間	養育者 (原則は母)	・アンケート ・家庭訪問又は来庁時に保健師等専門職が面談	産後ケア等の各家庭に応じたサービスの紹介、各種手続きや相談窓口の紹介。

(2) 経済的支援（イーカオ出産・子育て応援ギフト）

妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、合計10万円を給付する。

ア イーカオ出産応援ギフト

妊娠届出時の全数面接後、給付を希望した妊婦に5万円を給付。

イ イーカオ子育て応援ギフト

出生届出から生後4か月頃までの間に面談実施後、給付を希望した養育者に5万円を給付。

ウ 給付形態

現金給付（口座振込）

（令和5年度中に、長崎県が県内における広域的なクーポン等の利用を含め検討）

エ 対象者

令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生した児童の養育者

(3) 事業開始日

令和5年1月16日

3 事業費内訳

(1) 給付金 273,000千円

ア イーカオ出産応援ギフト	50千円×2,500人=125,000千円
イ イーカオ子育て応援ギフト	50千円×1,600人=80,000千円
ウ イーカオ出産・子育て応援ギフト(遡及分)	100千円×680人=68,000千円

※ 給付については、毎月申請受付15日締めのみ月末給付、申請受付月末締めのみ翌15日給付の月2回給付予定（給付日が土・日・祝日の場合は翌営業日に給付）。

(2) 事務費 27,296千円

ア 人件費（事務補助1人・保健師等5人分会計年度任用職員報酬、共済費等）	14,572千円
イ 委託料（クーポン導入に係るシステム改修委託料等）	10,395千円
ウ その他（郵送料、訪問用タブレット購入等）	2,329千円

#### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円 300,296	千円 195,448	千円 47,445	千円 -	千円 54,614	千円 2,789

※1 出産・子育て応援交付金【伴走型相談支援】

国庫補助率 (4月～9月) 補助基準額(上限: 4,670千円) の2/3  
 (10月～3月) 補助基準額(上限: 4,670千円) の1/2

出産・子育て応援交付金【経済的支援】

国庫補助率 補助対象額(273,000千円) の2/3

システム改修費のみ

国庫補助率 国庫補助基準額(上限: 8,000千円) の10/10

※2 出産・子育て応援交付金【伴走型相談支援】

県補助率 (4月～9月) 補助基準額(上限: 4,670千円) の1/6  
 (10月～3月) 補助基準額(上限: 4,670千円) の1/4

出産・子育て応援交付金【経済的支援】

県補助率 補助対象額(273,000千円) の1/6

※3 こども基金繰入金(54,540千円)

保険料個人負担金(74千円)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164～165	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	6-3	子育て世帯訪問支援事業費	千円 1,176

## 1 概 要

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ごうとするもの。なお、これまで養育支援訪問事業で行っていた、家事・育児支援についても、本事業で実施する。

## 2 事業内容

### (1) 支援対象

次のいずれかに該当する家庭とする。

- ア 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- イ 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ウ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- エ その他、市が特に支援が必要と認めた家庭

### (2) 支援内容

支援対象の家庭を訪問支援員(※)が訪問し、次の支援を実施する。

- ア 家事支援：食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等
- イ 育児支援：地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供を含む保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育

※訪問支援員：家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者で、長崎市においては、養育支援訪問事業において、家事・育児支援を行っていた訪問支援者が実施。

訪問支援者数 21 名(令和 5 年 2 月 1 日現在)

### (3)利用者負担額

対 象	1 時間あたり	1 件あたり
生活保護世帯及び 養育支援訪問対象家庭※	0 円	0 円
住民税非課税世帯	300 円	190 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	600 円	530 円
その他世帯	1,500 円	930 円

※要保護児童対策協議会において支援の必要性を決定し、利用者負担については発生しない。

### (4)利用見込み件数

ア 養育支援訪問対象家庭	260 件
イ その他支援対象家庭	100 件

#### 【参考】利用者負担額計算

住民税非課税世帯が食事の準備や掃除で2時間利用した場合  
(1 時間@300 円×2 時間)+1 件@190 円=790 円

## 3 事業費内訳

### (1)養育支援訪問対象家庭分 762 千円

人件費等 (@2,430 円(2 時間分)+500 円)×260 件 762 千円

### (2)その他支援対象家庭分 414 千円

人件費等 (@2,430 円(2 時間分)+500 円)×100 件 293 千円

その他(消耗品、郵送料等) 121 千円

## 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,176	421	337	—	79	339

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 交付金対象額(762 千円)の 1/3  
子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)

国庫補助率 交付金対象額(335 千円)の 1/2

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 交付金対象額(762 千円)の 1/3  
子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)

県補助率 交付金対象額(335 千円)の 1/4

※3 利用者負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164~165	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-1	子育て支援センター 運営費	千円 104,235

## 1 事業概要

子育て支援センター（以下「センター」という。）は、子育て中の保護者の負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として、市内15区域に16か所（令和5年3月に開設する「江平・山里区域」を含む）、発達障害支援特化型のセンターを1か所、併せて17か所に設置している。

令和5年度は、子ども・子育て支援事業計画で市内16区域に設置する目標を掲げている最後の未設置区域である「丸尾・西泊・福田区域」に設置し、開設に向けて必要な費用を補助する。

また、センターの運営において、運営団体が利用者に応じて充実した人員体制を整えられるようにするなど、施設に応じた運営ができるように運営費補助金の見直しを行う。

さらに、発達障害支援特化型のセンターについては、子どもの発達に悩みを抱える利用者の増加や利用に関するニーズの高まりなどを踏まえ、開設日時を拡大するなど運営体制の充実を行うことで、更なる利用者の悩みに寄りそった支援により、子どもを育てる保護者の不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境の充実を図る。

## 2 事業内容

### (1) 未設置区域へのセンターの開設

区 域	開設日	開設予定	設置場所
丸尾・西泊・福田	週6日型	令和6年3月	長崎市みなと坂2丁目92番205

ア 予算額：2,877千円

イ 予算の内訳

（単位：千円）

区 分		予算額	内 容
審査会	報 酬	232	運営団体選定審査会委員報酬
	需用費	3	運営団体選定審査会茶菓費
	小計	235	
開設 準備	報償費	5	運営団体スタッフの事前研修に係る講師謝礼金
	備品購入費	680	非常通報装置
	補助金	1,500	開設準備補助金、ICT化に係る補助金
	小計	2,185	
運営	補助金	457	運営費補助金（令和6年3月分）
	合 計	2,877	

## (2) 運営費補助金の見直し

運営団体に交付する補助金について、積算単価の改定や、利用組数に応じて充実した人員体制を整えられるようにするなどのほか、人件費及び事務費を基本分として、光熱水費を定額から施設に応じた実費相当額を別途加算する方法に見直し、実態に即した形での補助とする。

(単位：千円)

開設	区分		現行		見直し(案)		増減 ②-①		
				金額①		金額②			
週 6 日 型	人 件 費	報酬単価(時給)	873円	3,701	1,058円	3,989	288		
		通勤費単価(日額)	270円		460円				
		積算時間	7時間		6時間				
		人員体制	2人		2人				
		加算(11~14組)	87日× 1.0人	327	293日× 0.5人	997	670		
		加算(15~19組)	174日× 1.0人	654	293日× 1.0人	1,994	1,340		
		加算(20組以上)	—	—	293日× 1.5人	2,992	2,992		
		講習開催の人件費		290	廃止	0	▲290		
	管 理 費	講習の開催回数	72回	360	12回	120	▲240		
		消耗品等加算(11~14組)		72	廃止	0	▲72		
		消耗品等加算(15組以上)		145	廃止	0	▲145		
		維持管理費(事務費)		1,106		1,086	▲20		
		維持管理費(光熱水費)			0~500				
	合 計		利 用 組 数	10組以下	5,457	基本 分	10組以下	5,195	▲262
				11~14組	5,856		11~14組	6,192	336
15組以上				6,256	15~19組		7,189	933	
〃				6,256	20組以上		8,187	1,931	
			—	光熱水費加算	0~500	0~500			
週 3 日 型	人 件 費	報酬単価(日額)	873円	1,586	1,058円	1,690	104		
		通勤費単価(日額)	270円		460円				
		積算時間	6時間		5時間				
		人員体制	2人		2人				
	講習開催の人件費		66	廃止	0	▲66			
	管 理 費	講習の開催回数	33回	165	12回	120	▲45		
		維持管理費(事務費)		762		572	▲190		
		維持管理費(光熱水費)			150~200				
		合 計			2,579	基本分	2,382	▲197	
					光熱水費加算	150~250	150~250		

※現行の金額に含まれていた光熱水費については、各センターにおいて実態が異なることから、新たに、基本分に光熱水費の実費相当額0円(家賃に光熱水費が含まれているセンター)~500千円を別途加算する方法に見直すもの。



ア 予算額：89,314千円（うち、見直しに係る増額5,437千円）

イ 予算の内訳 (単位：千円)

	予算額	内容
報償費	10	スタッフ研修会の講師謝礼金
需用費	1,285	施設の修繕料等
役務費	61	連絡調整用の郵送料
委託料	41	消防設備等の点検等
賃借料	17	スタッフ研修会の会場借上料
補助金	87,900	運営補助金（運営経費に係る補助（16施設分：86,910千円）） 運営補助金（家賃相当額に係る補助（1施設：990千円））
合計	89,314	

※2(1)の「丸尾・西泊・福田区域」の開設に係る経費を含まない。

【参考】 一般のセンターの利用実績

区分	センター名	R3年度				R4年度（4月～12月）			
		利用組数	利用者数	開設日数	1日平均 利用組数	利用組数	利用者数	開設日数	1日平均 利用組数
週6日	①西浦上地区 「びよびよ」 中園町 H18.8開設	3,491	7,514	214	16.3	3,504	7,554	219	16.0
	②梅香崎地区 「ひなたぼっこ」 大浦町 H18.10開設	1,950	4,223	214	9.1	2,052	4,533	220	9.3
	③橋地区 「風の子らんど」 戸石町 H18.10開設	909	2,336	219	4.2	1,055	2,628	219	4.8
	④緑が丘地区 「ピクニック」 若草町 H20.4開設	2,503	5,756	219	11.4	2,840	6,352	221	12.9
	⑤三和地区 「びっぴ」 布巻町 H20.10開設	572	1,360	219	2.6	651	1,574	221	2.9
	⑥東長崎地区 「きずな」 矢上町 H24.1開設	2,629	5,893	219	12.0	2,928	6,517	220	13.3
	⑦土井首地区 「みなみ」 竿浦町 H24.4開設	1,213	2,814	218	5.6	1,096	2,602	220	5.0
	⑧上長崎地区 「もりのクレヨン」 片淵1丁目 H25.4開設	2,725	6,115	211	12.9	2,944	6,568	220	13.4
	⑨三重地区 「てとて」 三重町 R2.3開設	1,497	3,398	218	6.9	1,381	3,394	218	6.3
	⑩深堀地区 「ふるさと」 深堀5丁目 R3.12開設	238	564	61	3.9	957	2,280	222	4.3
	⑪滑石地区 「ポテト」 滑石5丁目 R3.12開設	462	1,133	63	7.3	1,595	3,747	221	7.2
	⑫小江原地区 「そらのクレヨン」 小江原3丁目 R3.12開設	515	1,187	59	8.7	2,067	4,648	218	9.5
	<b>週6日 合計 (12箇所)</b>	<b>18,704</b>	<b>42,293</b>	<b>2,134</b>	<b>8.8</b>	<b>23,070</b>	<b>52,397</b>	<b>2,639</b>	<b>8.7</b>
	週3日	⑬外海地区 「つばめサークル」 上黒崎町 H19.4開設	31	84	109	0.3	50	118	111
⑭琴海地区 「ひまわり広場」 琴海戸根町 H19.5開設		54	134	118	0.5	39	90	110	0.4
⑮茂木地区 「あさひ」 茂木町 R3.10開設		161	344	59	2.7	219	508	110	2.0
<b>週3日 合計 (3箇所)</b>		<b>246</b>	<b>562</b>	<b>286</b>	<b>0.9</b>	<b>308</b>	<b>716</b>	<b>331</b>	<b>0.9</b>
<b>一般型 利用者総計 (15箇所)</b>	<b>18,950</b>	<b>42,855</b>	<b>2,420</b>	<b>7.8</b>	<b>23,378</b>	<b>53,113</b>	<b>2,970</b>	<b>7.9</b>	

※R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止などの休館により、開設日数が少ない。

### (3) 発達障害支援特化型センターの運営体制及び運営費補助金の拡充

発達障害支援特化型のセンターについては、開設当初の想定よりも子どもの発達に悩みを抱える利用者の増加や個別相談の増加、利用に関するニーズの高まりなどにより、開設日時の拡大や適切に対応できる人員体制を整えて、利用者の悩みに寄りそった支援を行うことにより、発達障害のある子どもや発達が気になる子どもを育てる保護者の不安や負担を軽減し、安心して子育てができる環境の充実を図る。

#### ア 開設日時の見直し理由

- ・利用者からの意見、要望としては、「週3日で15時までの開館となると、行きたいときにいけない」「開館日も増やしてほしいし、開館時間も伸ばしてほしい」「土曜日を開設してほしい」といったニーズも高くなってきている。
- ・利用者には、リピーターも多いことから、毎日でも来たいと思っている状況が伺える。といったニーズに対応するため。

区分	現行	見直し（案）
開設日	週 <u>3</u> 日	週 <u>6</u> 日
開設時間	10時～ <u>15</u> 時	10時～ <u>16</u> 時

#### イ 人員体制の見直し理由

- ・特性のある子どもの様々な背景や家庭環境を踏まえた個別の相談対応が必要であり、相談についても多岐にわたり、保護者の悩みが深く、多くの時間を要する。現在、1日の個別相談対応も制限している。さらに、関連機関との連携、紹介や専門機関からの問い合わせも多い。
- ・利用者について、特性のある子どもが多いこと、グレーゾーンの子の利用の増加に伴い、安全面や子ども同士のトラブルがあった際のことを考慮すると保護者だけの見守りでは困難であることや、親が子どもにつきっきりになってしまい、親同士の交流の促進やスタッフとの話などが気軽にできる環境を整える必要がある。

以上のことから、現在のスタッフ配置では対応が難しい状況であるため。

業務内容	現行	見直し（案）
見守り対応、相談対応、関係機関からの問合せ対応	<u>3.5</u> 名	<u>5</u> 名

ウ 予算額：12,044千円（うち、拡充分8,001千円）

エ 補助金限度額の比較

(単位：千円)

区分		現行		見直し(案)		増減 ②-①	
			金額①		金額②		
人 件 費	報酬単価(時給)	873円	2,801	基本 分	1,058円	9,973	7,172
	通勤費単価(日額)	270円			460円		
	積算時間	6時間			6時間		
	人員体制	3.5人			5人		
	講習開催の人員費		66	廃止	0	▲66	
管 理 費	講習の開催回数	33回	165		12回	120	▲45
	維持管理費(事務費)		1,011			1,086	75
	維持管理費(光熱水費)					865	865
合計		4,043		基本分	11,179	8,001	
				光熱水費加算	865		
				計	12,044		

【参考】発達障害支援特化型のセンター利用実績

	R2年度		R3年度		R4年度										
	計	1日平均	計	1日平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1日平均
開設日数	93		106		12	11	13	13	13	11	12	13	12	110	
利用組数	183	2.0	827	7.8	59	95	127	196	165	132	140	238	162	1,314	11.9
利用者数	378	4.1	2,047	19.3	131	193	254	442	437	293	326	549	393	3,018	27.4
利用者のうち、 子どもの数	196	2.1	1,131	10.7	70	90	113	237	248	153	162	282	215	1,570	14.3

※R2年度は、前運営団体(12月末まで)の実績

R2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止などの休館により、開設日数が少ない。

(4) 全体事業費

2(1)~(3)の計

(単位：千円)

	予算額	内容
報酬	232	運営団体選定審査会委員報酬
報償費	15	スタッフ研修会の講師謝礼金
需用費	1,288	施設の修繕料等
役務費	61	連絡調整用の郵送料
委託料	41	消防設備等の点検
賃借料	17	スタッフ研修会の会場借上料
備品購入費	680	非常通報装置
補助金	101,901	運営費補助金、開設準備補助金、ICT化に係る補助金
合計	104,235	

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
104,235	30,595	30,595	—	312	42,733

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 交付金対象額（91,787千円）の1/3

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 交付金対象額（91,787千円）の1/3

※3 電気使用料等負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
164~165	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-4	あぐりの丘運営費	千円 166,705

## 1 概要

「長崎市あぐりの丘(以下「あぐりの丘」という。)」は、子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資することを目的として、令和4年10月28日から、全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム)を含めた「あぐりの丘」については、指定管理者が管理運営を行っている。

## 2 事業内容

- (1) 指定管理者 グロウスピア共同事業体(代表者 株式会社KTNソサエティ)
- (2) 指定期間 令和4年10月28日から令和10年3月31日(約5年5ヵ月)
- (3) 指定管理者が行う業務
  - ア あぐりの丘の利用に関する業務
  - イ あぐりの丘(全天候型子ども遊戯施設を除く。)の行為の許可に関する業務
  - ウ あぐりの丘の宣伝及び利用促進に関する業務
  - エ あぐりの丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - オ 上記に掲げるもののほか、あぐりの丘の運営に関して市長が必要と認める業務

## 3 事業費

予算額 166,705千円

- (1) 指定管理委託料:160,205千円
- (2) 修繕料:6,500千円(市が行う1,300千円を超えるもの)

## 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 166,705	千円 —	千円 —	千円 —	千円 19,287	千円 147,418

※ 全天候型子ども遊戯施設入館料 18,234千円(子ども250円×53,895人、同伴者100円×47,603人)、  
行為の許可使用料 33千円、土地建物貸付料(自動販売機) 1,020千円

【参考】

1 指定管理委託料(総額:837,419千円)

(単位:千円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
72,645	160,205	154,760	150,479	151,391	147,939	837,419

2 利用状況(令和4年10月28日から令和5年1月31日まで)

(1) あぐりの丘来園者数 91,451人

(車両台数に、平日:2.2人/台 土日祝日:3.9人/台を掛けて算出した数値)

【指定管理後の前年同月比】

(単位:人)

	10.28~10.31	11月	12月	1月	計
令和4年度①	11,616	38,019	18,933	22,883	91,451
令和3年度②	9,850	24,178	11,155	14,760	59,943
増減(①-②)	1,766	13,841	7,778	8,123	31,508

(2) 全天候型子ども遊戯施設(あぐりドーム)来館者数 36,278人

(単位:人)

	10.28~10.31	11月	12月	1月	計
令和4年度	2,814	12,547	9,813	11,104	36,278

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-6	病児・病後児保育費	千円 86,874

## 1 概 要

保護者の就労等により、病気の児童を家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に保育することで、仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

## 2 事業内容

### (1) 対象施設

病児保育施設4施設(医療機関併設型 3施設、保育所併設型 1施設)

※令和5年度から1施設減(いなさこどもデイケア「ボン クラージュ」)

### (2) 業務内容

保護者の就労等により、病気の児童(乳児・幼児又は小学校に就学している児童)を家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に保育するため、適切な処遇が確保される施設を有する医療機関等に委託する。

### (3) 予算額

86,874千円

(単位:千円)

施設名 (年間見込受入児童数)	①基本分	②加算分	③減免 加算分	④保険料	合計
病児保育「クローバー」 (869人)	7,031	9,000	144	57	16,232
病児保育室「あおむし」 (963人)	7,031	10,000	184	58	17,273
病児保育にこにこルーム (1,302人)	7,031	14,000	123	58	21,212
中央橋こどもデイケア 「あひるっこルーム」(2,595人)	7,031	24,700	363	63	32,157
合 計	28,124	57,700	814	236	86,874

### ○ 委託料の算出方法

$$\boxed{\text{委託料}} = \boxed{\text{①基本分}} + \boxed{\text{②加算分}} + \boxed{\text{③減免加算分}} + \boxed{\text{④保険料}}$$

※ 国の補助単価を用いて委託料を積算(④保険料については、国庫補助対象外)

② 加算分 … 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)	施設名
50人以上 100人未満	1,000,000円	
[略]	[略]	
800人以上 900人未満	9,000,000円	クローバー
900人以上 1,000人未満	10,000,000円	あおむし
[略]	[略]	
1,300人以上 1,400人未満	14,000,000円	にこにこルーム
[略]	[略]	
2,400人以上 2,600人未満	24,700,000円	あひるっこルーム
[略]	[略]	
3,800人以上 4,000人未満	38,000,000円	

③ 減免加算分 … 生活保護法による被保護者世帯、市町村民税非課税世帯の利用時の加算  
1人につき2,000円

④ 保険料 … 前年の1日あたりの平均利用児童数による

1人まで 55,450円

2人まで 56,300円

3人まで 57,150円

4人まで 58,000円(5人以上となる場合は、児童1人につき1,000円を加算する)

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
86,874	28,879	28,879	—	—	29,116

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 事業費のうち保険料を除く(86,638千円)の1/3

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 事業費のうち保険料を除く(86,638千円)の1/3



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-13	民間保育所等副食費 支援補助金	千円 66,288

## 1 概 要

原油価格・物価高騰の影響で、民間保育所等の副食(おかず)における食材費が上昇している中、保護者負担額を増額することなく、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食の提供を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、民間保育所等に対して、食材費の上昇分を補助する。

## 2 事業内容

### (1) 対象施設:171 施設

- ア 保育所:71 施設
- イ 認定こども園:50 施設
- ウ 幼稚園:10 施設
- エ 小規模保育事業所:1 施設
- オ 認可外保育施設:39 施設

### (2) 対象期間

- ア 1号認定子ども :令和5年4月～令和6年3月 ※8月は夏休みのため対象期間から除く
- イ 2・3号認定子ども:令和5年4月～令和6年3月

### (3) 対象経費

原油価格・物価高騰の影響による副食費の上昇額

### (4) 食材費の上昇額の考え方

上昇額については、市立の保育所等における副食費上昇額(見込額)を適用するもの。

#### ア 市立の保育所等における副食に含まれる分量(重さ)の構成割合

生鮮食品:49%	その他の食品:51%
----------	------------

#### イ 副食費上昇額

(月額/単位:円)

認定種別	市立の保育所等 における副食費	生鮮食品の 上昇額※1	その他の食品の 上昇額※2	副食費上昇額 (10円未満切上げ)
1号認定子ども	2,980	195	38	240
2号認定子ども	5,000	326	64	390
3号認定子ども	※3 7,150	466	92	560

※1 認定種別における副食費に構成割合(生鮮食品:49%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(生鮮食品:13.3%)を乗じたもの

※2 認定種別における副食費に構成割合(その他の食品:51%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(その他の食品:2.5%)を乗じたもの

※3 3号認定子どもにおける副食費は保育料に含まれているため、副食費相当額となる

(5) 予算額 66,288 千円

施設別	認定種別	①延入所児童 見込数(人)※	②副食費 上昇額(円)	予算額(円) (①×②)
保育所	2号認定子ども	41,635	390	16,237,650
	3号認定子ども	32,445	560	18,169,200
認定こども園	1号認定子ども	19,780	240	4,747,200
	2号認定子ども	27,077	390	10,560,030
	3号認定子ども	19,017	560	10,649,520
幼稚園	1号認定子ども	9,249	240	2,219,760
小規模保育事業所	2号認定子ども	36	390	14,040
	3号認定子ども	30	560	16,800
認可外保育施設	2号認定子ども	2,078	390	810,420
	3号認定子ども	5,113	560	2,863,280
合計		156,460		66,287,900

※ 1号認定子どもは、夏休み期間(8月)を除く令和5年4月～令和6年3月の延入所児童見込数、  
2号認定子ども及び3号認定子どもは、令和5年4月～令和6年3月の延入所児童見込数

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 66,288	千円 66,288	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独) 国庫補助率 10/10

#### (参考)

認定種別	定義
1号認定子ども (教育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
2号認定子ども (保育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
3号認定子ども (保育利用)	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-14	子ども・子育て支援連携 体制促進事業費	千円 3,420

## 1 概 要

現在、子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、保健師等が専門的な見地からあらゆる相談・支援を行う利用者支援事業（母子保健型）を行っている。しかし、少子化や核家族化が加速的に進み、子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、利用者支援専門員※が、身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）も併せて実施する必要がある。

そこで、利用者支援専門員が中心となり、身近な場所で不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、各家庭の実情に応じた適切なサービスや事業を地域のなかで利用できるよう、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等（以下、「関係者」という）とのネットワークづくりを推進し、地域の実態に沿った連携体制を実践しながら構築する。

なお、事業の実施は、子育て支援の知見に長け、地域の様々な子育て支援団体とのネットワークを有し、民間ならではの特性を活かすことができる団体へ委託して行う。

※ 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援員基本研修及び基本型専門研修を修了した者。

## 2 事業内容

実施に当たっては、次の（１）～（４）を連動させながら取り組む。

### （１）連絡調整会議の開催

利用者支援専門員及び行政が、事業の目的や進め方について共有を図り、地域でのネットワークづくりの検証を行う。また、必要に応じて、関係者や専門家等の意見をもらう。

### （２）各地域に応じたネットワークづくり

利用者支援専門員が中心となり、関係者や行政等による地域連携推進のための会議や交流会、事例を通じた支援方法の検討や、困りごと等を共有しながら顔の見える関係づくりを行う。本事業においては４つの地域での展開を想定しており、将来的には１６区域※すべてにおいてネットワークの構築を目指す。

※ 第２期長崎市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域。

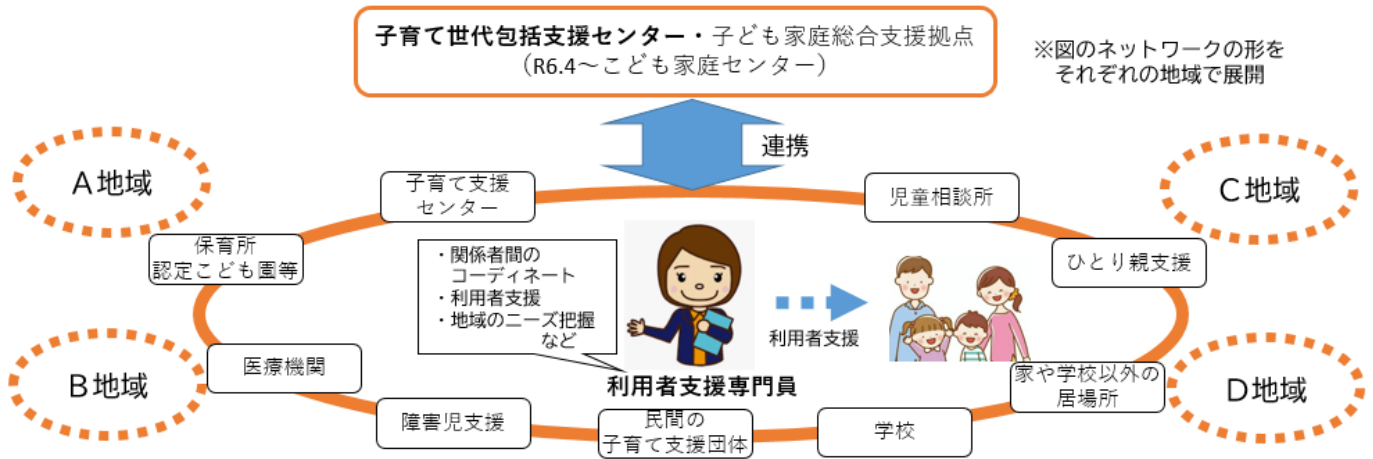
### （３）地域の身近な相談場所での利用者支援

身近な相談場所へ利用者支援専門員を派遣し、不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、各家庭の実情を把握し適切なサービスや事業へつなげるなど、当事者の目線に立った寄り添い型の支援を行う。

### （４）地域のニーズ把握と地域資源の開拓

（３）の活動を通じて、子育てや子どもに関する地域のニーズを把握し、各地域における課題を整理するとともに、各地域に不足する資源の開拓に取り組む。

(イメージ図)



### 3 業務委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※2年間継続予定（国の実施要綱では、事業開始後3か年に限り補助の対象となっているため、事業の進捗次第では延長の可能性あり。）

### 4 業務委託先

- (1) 事業者名 NPO法人 インフィーニティー
- (2) 選定の理由

長崎市において長年にわたり親子のつどいの場を提供し、多世代のボランティアを活用しながら乳幼児期の親子や学齢期の子どもへの支援について実績がある。また、利用者支援専門員の資格を持った人員を配置し、地域における様々な子育て支援団体とのネットワークを有することから、これまでの活動を通じた民間ならではの特性を活かすことができるため。

### 5 事業費 3,420千円

(内訳)

(単位：千円)

項目			予算額
委託料			3,420
内訳	人件費	利用者支援専門員5人の報酬	2,750
	消耗品費	用紙、ファイルほか	7
	役務費	通信費、交通費	197
	使用料賃貸料	パソコン借上料、タクシー借上料ほか	466

### 6 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,420	3,420	—	—	—	—

※ 子ども・子育て支援事業費補助金 国庫補助率 10/10

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	8-1	放課後児童健全育成費	千円 1,750,850

## 1 概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

## 2 事業内容

### (1) 放課後児童クラブへの補助

[予算額及び内容]※網掛けは変更分

1,747,323千円

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
運営費	173	770,520	<b>運営費基本額</b> 250 日以上開所する放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の運営費の一部を補助（運営に要する放課後児童支援員の人件費、事務費等の経費に対する補助）
			構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位 2,554 千円-(19 人-構成する児童数)×29 千円 (旧単価 2,553 千円)
			構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 4,676 千円-(36-構成する児童数)×26 千円 (旧単価 4,672 千円)
基本額	173	770,520	構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 4,676 千円 (旧単価 4,672 千円)
			構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 4,676 千円-(構成する児童数-45 人)×67 千円 (旧単価 4,672 千円)
			構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,917 千円
加算分	165	102,695	<b>開所日数加算</b> 土曜日に開所（8 時間以上）するクラブの 250 日を超える日の運営費の一部を補助 (年間開所日数-250 日)×19 千円
	169	76,332	<b>長時間開所加算</b> 平日は 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて、長期休暇等は 8 時間を超えて開所するクラブに長時間の運営費の一部を補助 平日分: 1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間の年間平均時間数×407 千円 (旧単価 406 千円) 長期等: 1 日 8 時間を超える時間の年間平均時間×183 千円
小計	-	949,547	

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童クラブ業 環境改善事業	6	3,991	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入・開所準備に必要な経費に対する補助及び既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入に対する補助  (1)開所準備経費を含まない場合 基準額 1,000 千円 (2)開所準備経費を含む場合 基準額 1,600 千円
放課後児童クラブ業 設置促進事業	2	24,000	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な建物の改修、設備の整備・修繕、備品の購入に対する補助  基準額 12,000 千円
障害児受入費 （1人）	120	234,720	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助  基準額 1,956 千円
障害児受入費 （3人以上）	16	31,296	障害児を3人以上受け入れる場合、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、受け入れ人数に応じて必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を加配するクラブに対する補助  基準額 職員1名あたり 1,956 千円 ア 3人以上5人以下受入の場合は1名 イ 6人以上8人以下受入の場合は2名 ウ 9人以上受入の場合は3名 加配補助。

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童クラブ運営支援事業	29	43,696	<p>学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料及び移転に係る経費を補助(待機児童が既に存在している、または当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあることが条件。)</p> <p>賃借料補助 基準額 3,066 千円 移転関連費用補助 基準額 2,500 千円</p>
放課後児童クラブ送迎支援事業	5	1,060	<p>学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校からクラブへの移動時や、クラブから帰宅時に、バス等による送迎を行うことに対する補助</p> <p>基準額 507 千円</p>
放課後児童改善等支援事業	122	198,052	<p>(1)家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援のいずれかに従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>基準額 1,678 千円</p>
	6	18,890	<p>(2)(1)の育成支援に加え、地域との連携、協力等のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び、常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>基準額 3,158 千円</p>
小規模放課後児童クラブ支援事業	3	1,824	<p>19人以下の小規模なクラブに放課後児童支援員等を複数配置する場合に運営費の一部を補助</p> <p>基準額 608 千円</p>

区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容
放課後児童 キャリアアップ 処遇改善 支援事業 員業	108	59,499	<p>放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行う場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置した場合 1人あたり 131千円</p> <p>(2) 経験年数5年以上かつ市長が認める研修を受講した者を配置した場合 1人あたり 263千円</p> <p>(3) 経験年数10年以上かつ市長が認める研修を受講した者で事業所長的立場にある者を配置した場合 1人あたり 394千円</p> <p>基準額 (1)～(3)の上限額 919千円</p>
放課後児童 支援員等 処遇改善 事業 (月額9,000円 相当賃金改善)	173	66,159	<p>放課後児童クラブの職員に対し、3%程度(月額9,000円相当)の賃金改善を行う場合に、職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>基準額 1人あたり月額11千円 (ただし、勤務時間等により異なる)</p>
要 支 援 児 童 等 事 業 推 進 事 業	3	324	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置に必要な経費に対する補助</p> <p>基準額 1,295千円 (旧単価1,294千円)</p>
補 助 合 計	—	1,633,058	



区分	補助対象 支援の単位数	予算額 (千円)	内 容	
家賃等補助	19	18,510	<b>家賃等補助</b> クラブ施設としての借家に係る家賃に対する補助 基準額 100 千円(月額上限) (月額家賃が 100 千円を超える場合は、近隣の家賃額を調査及び勘案し、補助額を決定) ※既に交付を受けているクラブに限る。	
			<b>施設整備借入金償還金補助</b> クラブ施設の整備費に係る借入金償還金に対する補助※既に交付を受けているクラブに限る。 100 千円(月額上限)	
			<b>施設補修費補助</b> 自己所有するクラブ施設の補修費に対する補助 300 千円(年額上限)	
利 用 料 減 免 費 【 単 独 】	ひとり親 減 免 費 173	52,020	ひとり親又は兄弟で利用する世帯等で要件を満たす児童の利用料をクラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童 1 人当たり 4 千円(月額上限)	
			傷病による生活保護受給世帯減免費 1,824	傷病が理由の生活保護受給世帯の児童が放課後児童クラブを利用する場合の利用料について、クラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童 1 人当たり 8 千円(月額上限)
			就学援助受給世帯減免費 23,904	就学援助受給世帯の児童が放課後児童クラブを利用する場合の利用料について、クラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童 1 人当たり 4 千円(月額上限)
			長期休暇分減免費 18,007	ひとり親等世帯、傷病による生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の児童が放課後児童クラブを利用する場合の長期休暇に係る利用料増額分についてクラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童 1 人当たり(各季上限) 春休み 3 千円 夏休み 6 千円 冬休み 2 千円
単 独 合 計		114,265		
合 計	-	1,747,323		

(2)放課後児童クラブ支援員の研修

〔予算額及び内容〕

1,042千円

放課後児童クラブ支援員等の資質向上を目的として研修会を開催する。

・8回予定(救急法、障害児等研修 等)

(3)その他経費

〔予算額及び主要内容〕

2,485千円

・エアコン等施設修繕 1,708千円

・会計年度任用職員報酬 395千円

・備品購入 149千円 等

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	地方債	その他 ※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,750,850	544,871	544,351	—	1	661,627

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 事業費(1,633,058千円)の1/3

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金

国庫補助率 事業費(1,042千円)の1/2

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 事業費(1,633,058千円)の1/3

※3 保険料個人負担金

※参考:放課後児童クラブの状況

	R2 ※7/1 現在	R3 ※5/1 現在	R4 ※5/1 現在	R5 見込み	増減 (R5とR4の差)
クラブ数	95	94	95	95	±0
支援の単位	161	166	169	173	(増)4単位
登録児童数	6,097	6,330	6,606	6,842	(増)236人
(参考) 小学校児童数	18,741	18,443	18,165		
(参考) 利用率	32.5%	34.3%	36.4%		

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	8-2	放課後子ども教室推進費	千円 15,200

## 1 概 要

放課後や週末等に小学校等を使用して、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして、放課後子ども教室を推進する。

## 2 事業内容

(1) 放課後子ども教室の実施 予算額 15,024千円

ア 実施場所: 小学校の教室や校庭等

イ 実施回数: 週2回程度 平日の放課後、土・日曜日を基本として、地域の実情に合わせて実施

ウ 活動内容: 予習や復習、補習などの学習活動、スポーツや文化芸術活動などの体験活動、  
地域住民や異年齢の子どもとの交流活動

エ 対象者: 実施する小学校区に居住する全ての子ども

オ 委託先: 社会教育関係団体等(青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA等)

カ 実施個所 (全小学校区 67 校区)

区分	予算額 (千円)	教室数
委託事業 (継続分)	14,024	40 教室 仁田佐古・伊王島・茂木・長浦・女の都・小島・銭座・三重・土井首・ 野母崎・日見・南・城山・南陽・飽浦・伊良林・朝日・為石・横尾・高島・ 坂本・橘・三原・稲佐・小江原・手熊・桜が丘・西町・村松・愛宕・古賀・ 川原・山里・小榊・畝刈・諏訪・北陽・大園・日吉・鳴見台
(自主運営事業からの移管分)	1,000	5 教室 戸町・深堀・桜町・高城台・福田
自主運営事業		22 教室 戸石・矢上・西坂・西城山・小ヶ倉・西浦上・西北・外海黒崎・池島・ 蚊焼・晴海台・西山台・大浦・上長崎・神浦・香焼・滑石・虹が丘・ 南長崎・形上・高尾・式見
計	15,024	67 教室

キ 委託料算定方法: 1日当たりの謝礼金(児童数に応じて変動)×活動予定日数(上限 80 日)  
 +固定費 (コーディネーター謝礼金、保険料等)  
 ※児童数及び実施日数により変動する。

【参考】委託料一覧

(単位:円)

前年度の1日当たり 平均参加児童数	1日当たりの 謝礼金	固定費	10日実施 の場合	40日実施 の場合	80日実施 の場合
10人未満	4,820	53,220	101,420	246,020	438,820
10人以上 20人未満	6,680		121,620	322,020	589,220
20人以上 30人未満	8,540		141,820	398,020	739,620
30人以上 40人未満	8,540		141,820	398,020	739,620
40人以上 50人未満	8,540		141,820	398,020	739,620
50人以上 60人未満	8,540		141,820	398,020	739,620
60人以上 70人未満	10,400		162,020	474,020	890,020
70人以上 80人未満	10,400		162,020	474,020	890,020
80人以上 90人未満	12,260		182,220	550,020	1,040,420
90人以上 100人未 満	12,260		182,220	550,020	1,040,420
100人以上	14,120	61,220	202,420	626,020	1,190,820

(2)放課後子ども教室指導者研修会の開催 予算額 13千円

ア 開催回数 年1回

イ 対象者 放課後子ども教室の人材育成や事業実施校区の内容充実を目的とし、地域コーディネーターや協働活動支援員、協働活動サポーター等を対象とする。

(3)長崎市放課後対策推進審議会の開催 予算額 163千円

ア 担当事務 本市の子どもの放課後対策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。

イ 開催回数 年2回

ウ 委員人数 10人

3 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
千円 15,200	千円 5,066	千円 -	千円 -	千円 10,134

※ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 国庫補助率 事業費(15,200千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	9-3	民間保育所等非常通報 装置整備費補助金	千円 665

## 1 概 要

平成16年度から、民間保育所等の児童の安全確保を図るため、非常通報装置を設置する施設に対し補助を行ってきたが、すでに多くの施設が制度を利用し、非常通報装置を設置又は警備会社との契約等の施設独自の対策を講じており、平成31年度以降、本制度の利用実績は全くない状況にある。

このため、非常通報装置の設置促進を図るため、改めて最終的な意向調査を行ったところ、装置の設置を希望する施設があったことから、設置費用の一部を助成する。

## 2 事業内容

(1) 対象施設 民間保育所、民間認定こども園、民間認可外保育施設

(2) 補助内容

ア 補助対象設備 非常通報装置(非常用ボタンを押すことで所在地を自動的に110番通報する装置)

イ 補助基準額 200千円

ウ 補助率 市:2/3、事業者:1/3

(3) 予算額 665千円

(内 訳)

(単位:千円)

施設類型	1件当たり補助額	施設数	補助額
民間保育所	200千円×2/3(補助率) ≒133千円	2	266
民間認定こども園		2	266
認可外保育施設		1	133
合計		5	665

<参考:各施設の対応状況>

施設種別(施設数)	非常通報装置の設置	その他対応 ※
民間保育所 (73)	43	30
民間認定こども園 (47)	32	15
民間小規模保育事業所 (1)	0	1
民間幼稚園 (16)	10	6
民間認可外保育施設 (14)	2	12
合計 (151)	87	64

※警備会社との契約などにより対応

## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 665	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 665

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166~167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-1	【補助】児童福祉等施設整備 事業費 子育て支援センター	千円 50,000

## 1 概 要

子育て中の保護者の孤立感や負担感の軽減を図るため、地域の身近な場所で子育てに関する相談や交流などができる場として設置している子育て支援センターについて、新たに「丸尾・西泊・福田区域」に設置する。

今回の設置によって、子ども・子育て支援事業計画で市内16区域に設置する目標を掲げているすべての区域への設置が完了する。

## 2 事業内容

### (1) 丸尾・西泊・福田区域子育て支援センター建設工事

- ア 設置場所 長崎市みなと坂2丁目92番205（市有地）
- イ 設 備 交流スペース（67.5㎡）、授乳室、相談室、  
沐浴室・子ども用トイレ、多目的トイレ、給湯室、事務室
- ウ 構造及び床面積 木造平家建 105.00㎡（敷地面積：616.69㎡）
- エ 事業費 50,000千円
- オ 開設時期 令和6年3月予定
- カ スケジュール

項目	令和5年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
建設工事 (建築・電気・管)			約8か月										3月開設予定
運営団体				審査会	公募 約3か月			審査会	運営団体決定	開設準備			

《位置図》



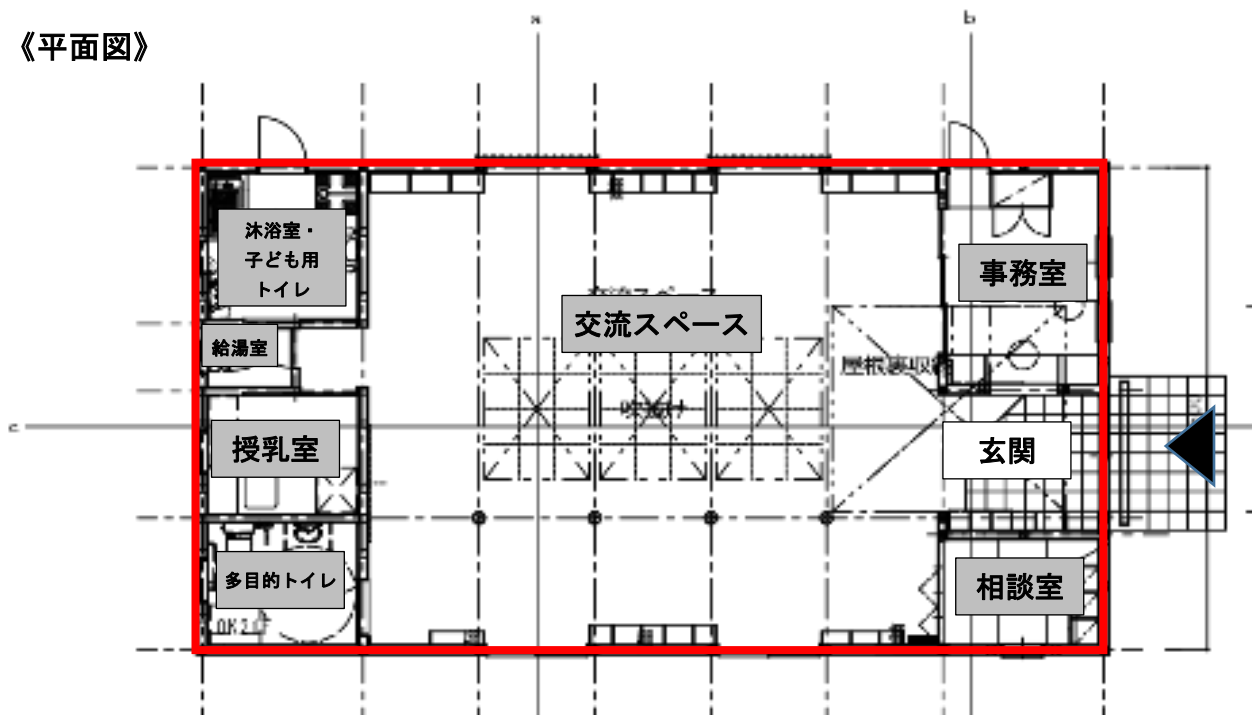
《拡大図》



《イメージパース》



《平面図》



3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円 50,000	千円 8,817	千円 -	千円 32,900	千円 -	千円 8,283

※1 次世代育成支援対策施設整備交付金 国庫補助率 1/2 (上限 8,817 千円)

※2 起債充当率 地方負担分(41,183 千円)の80%(交付税措置率 -%) (社会福祉施設整備事業債)



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	12-1	【補助】児童福祉等 施設整備事業費補助金 民間認定こども園	千円 446,555

### 1 概 要

入所児童の教育・保育環境の向上を図るため、老朽施設の整備（令和4年度と令和5年度の2か年事業）に伴う経費を助成するもの。

### 2 事業内容等

#### (1) 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備内容	定員	敷地面積 (㎡)	着工予定 ～ 完成予定
				延床面積 (㎡)	
				構造	
幼保連携型 認定こども園 小ヶ倉こども園 【(福)黎明会】	小ヶ倉町2丁目 390番地	大規模修繕	125人	1,373.63	令和5年2月 ～ 令和6年1月
				771.95	
				鉄筋コンクリート造2階建	
深堀こころこども園 【(学)円成寺学園】	深堀町3丁目 68番地	改 築	145人	3,522.05	令和5年2月 ～ 令和5年11月
				1,087.11	
				木(一部鉄骨)造2階建	

#### (2) 予算額 446,555千円

(単位：千円)

施設名	総事業費 ① ※1	補助基本額 ② ※2	負担割合 (②×補助率)		予算額 ⑤ (③+④)	事業者 負担額 ①-⑤
			国 1/2③	市 1/4④		
幼保連携型認定こども園 小ヶ倉こども園	261,599	256,538	128,269	64,134	192,403	69,196
深堀こころこども園	529,369	338,870	169,435	84,717	254,152	275,217
合 計	790,968	595,408	297,704	148,851	446,555	344,413

※1 総事業費は、工事全体金額（小ヶ倉こども園：275,368千円、深堀こころこども園：622,788千円）に令和5年度工事進捗率（小ヶ倉こども園：95%、深堀こころこども園：85%）を乗じた金額

※2 補助基本額は、小ヶ倉こども園については補助対象経費の金額（256,538円）、深堀こころこども園については国交付基準額（169,435円）を補助率1/2で割り戻した額と補助対象経費（511,583円）を比較して少ない方の金額

### 3 財源内訳

(単位：千円)

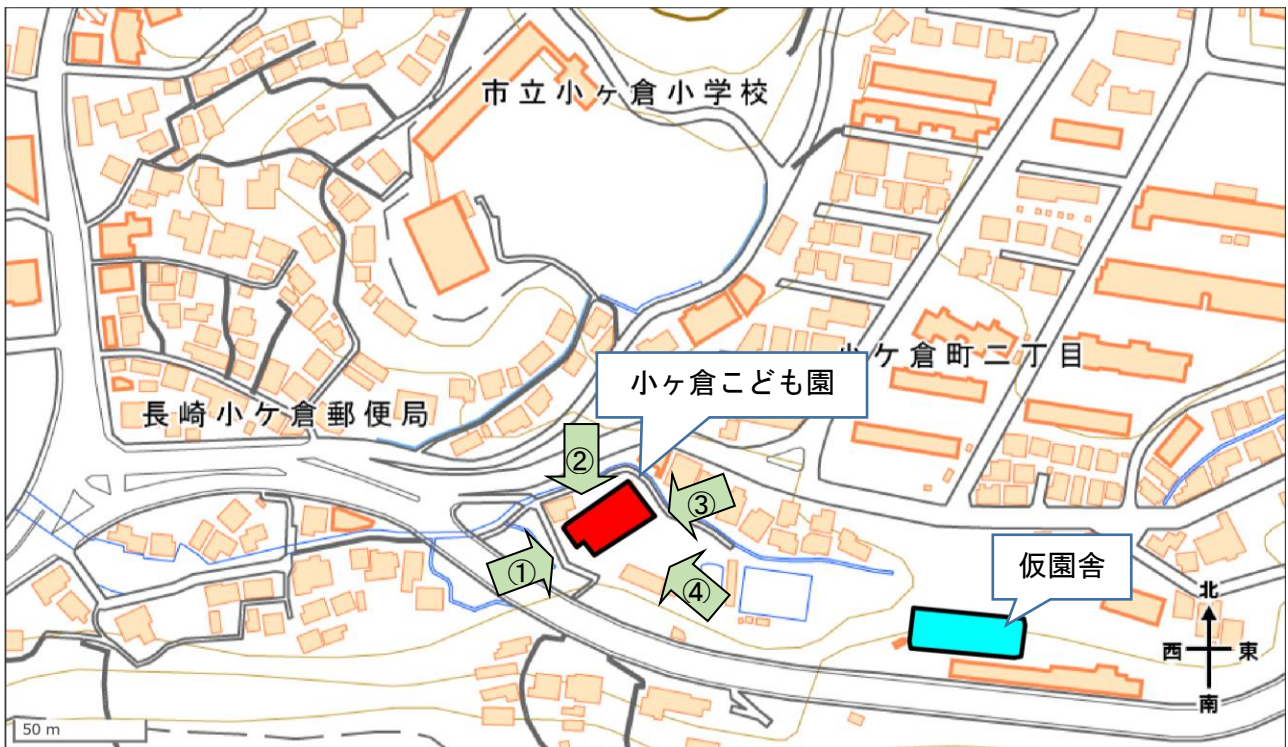
事業費 ①	予算 計上額 ②	財 源 内 訳				事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源	
790,968	446,555	297,704	—	119,000	29,851	344,413

※1 就学前教育・保育施設整備交付金 国庫補助率：補助基本額（595,408円）の1/2

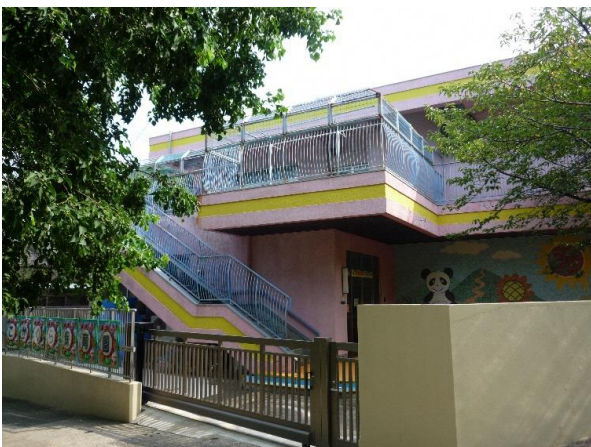
※2 社会福祉施設整備事業債 充当率80%（交付税措置率 ー%）

#### 4 位置図等

(1) 幼保連携型認定こども園小ヶ倉こども園（小ヶ倉町2丁目390番地）



①



②



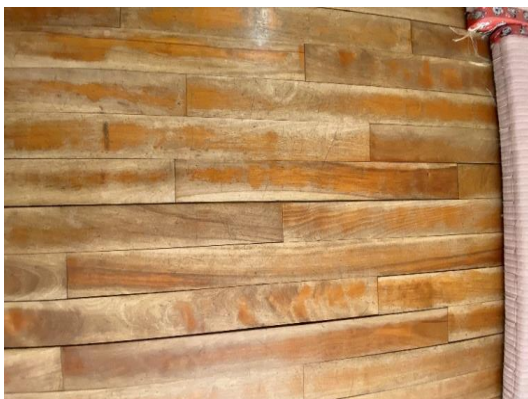
③



④



【老朽化の状況】



保育室の床（摩耗）



保育室の壁（亀裂）



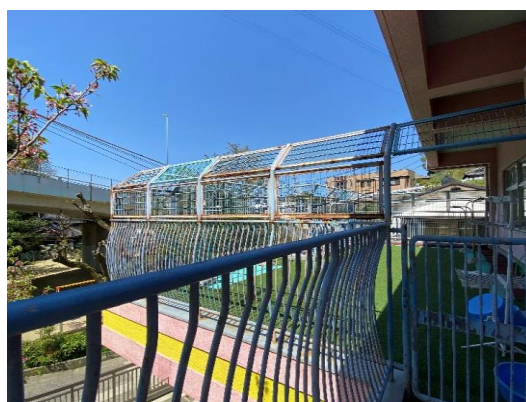
保育室の天井（雨漏り）



外壁（亀裂）

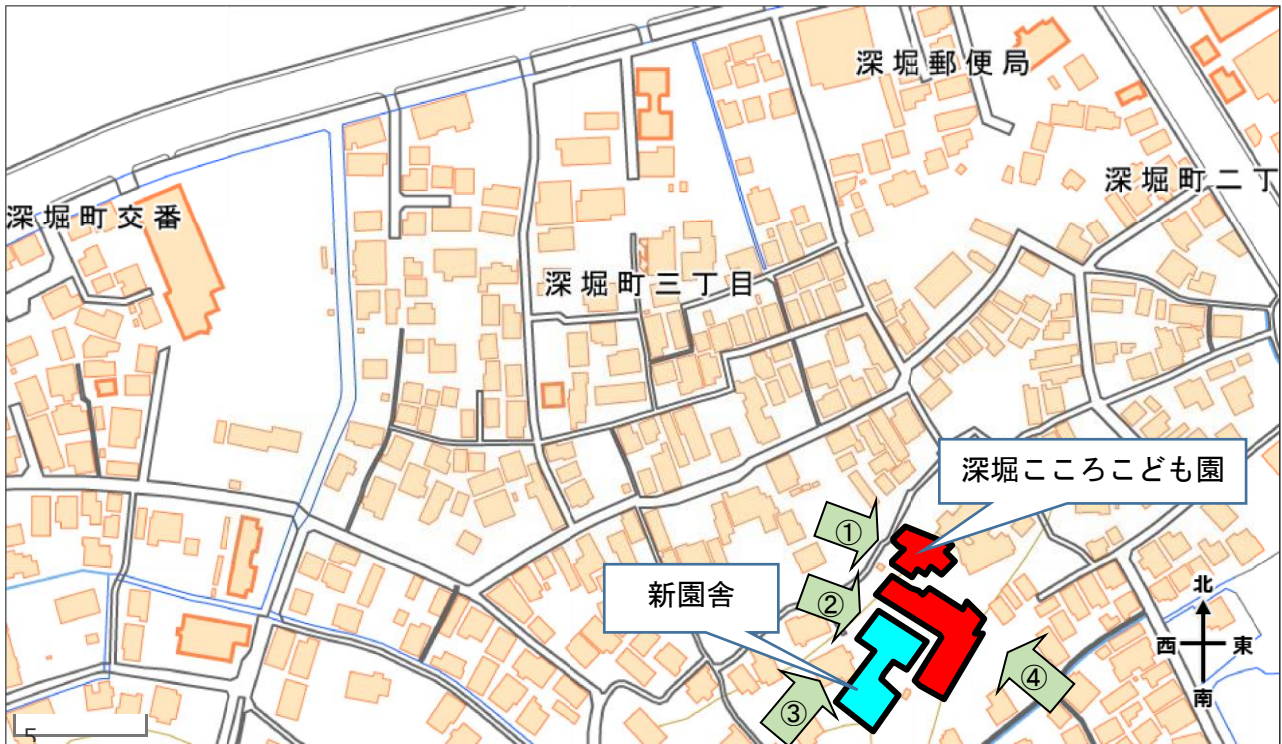


屋上（防水膜劣化）



手すり・ベランダの劣化

(2) 深堀こころこども園（深堀町3丁目 68番地）



①



②



③



④



【老朽化の状況】



保育室の床（摩耗）



階段の壁（亀裂・塗装剥離）



トイレの天井（剥離）



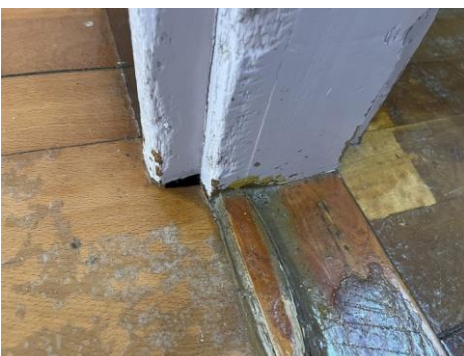
手すり・ベランダの劣化



園児足洗場（亀裂・剥離・劣化）



廊下の天井（雨漏り）



廊下の床（摩耗・亀裂）



外壁（亀裂・塗装剥離）

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～ 167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	12-2	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 放課後児童クラブ	千円 43,590

### 1 概 要

放課後児童クラブの施設整備に対し、国の補助制度を活用し、その経費について補助する。

#### 【整備の経緯】

今回整備を行う放課後児童クラブ「オランダ坂児童クラブ」を運営する社会福祉法人長崎市社会福祉事業協会において、同法人が運営する「桐ノ木保育園」について、立地場所の課題と入園児の減少を考慮し、同じ小島・大浦・梅香崎区域において同法人が運営する「大浦保育園」に吸収統合することとした。

この統合を実施する上で保育室等の面積を確保する必要があるため、現在「大浦保育園」の園舎の3階部分に併設されている「オランダ坂児童クラブ」を旧北大浦小学校跡地の一部に新設移転することとなった。

### 2 予算額及び事業内容

43,590千円

			整備前		整備後		着工予定 ～ 完成予定
クラブ名 【設置主体】	登録 児童数 (人)	施設整備 の理由	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	面積(㎡)	利用 定員 (人)	令和5年6月 ～ 令和6年3月
					構造		
オランダ坂児童クラブ 【(福)長崎市社会福祉事業協会】	64	現施設からの移転が必要になったことに伴う新設	104.4 大浦保育園施設内	70	152 鉄骨造3階建	70	

※面積は専用区画面積

### 3 全体事業費

(単位:千円)

クラブ名	事業費 ①	補助基本額 ②	予算額 ②×3/4	負担割合(②×補助率)			事業者負担額 ②×1/4+①-②
				国 5/8	県 1/16	市 1/16	
オランダ坂児童 クラブ	230,120	58,120	43,590	36,324	3,632	3,634	186,530

#### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
43,590	36,324	3,632	2,900	—	734

※1 子ども・子育て支援施設整備交付金(放課後児童クラブ整備促進事業)

国庫補助率 補助基本額(58,120千円)の5/8

※2 児童福祉関係社会福祉施設整備費補助金 県補助率 補助基本額(58,120千円)の1/16

※3 起債充当率 地方負担分(3,634千円)の80%(交付税措置率 —%)〔社会福祉施設整備事業債〕

#### 5 参 考

##### 位 置 図

オランダ坂児童クラブ(大浦小学校区) 新設予定地:長崎市東山町(旧北大浦小学校跡地)



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
166～167	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	13-1	【単独】新保育施設建設用地 整備事業費 旧仁田佐古小学校跡地擁壁	千円 107,000

## 1 概 要

市立緑ヶ丘保育所及び仁田保育所の民間移譲に伴う新保育施設の建設用地である旧仁田佐古小学校跡地については、令和3年度に同跡地南側擁壁の安全性調査等を行った結果、「危険な擁壁」と判断された。

そこで、令和4年度に同擁壁の整備のための基礎調査や実施設計等を行ったうえで、令和5年度に既存擁壁の撤去及びブロック積み擁壁の設置工事を行うとともに、工事の実施にあたり、支障となる工作物について補償を行うもの。

また、同敷地内東側のブロック塀等についても、老朽化が著しいことから、撤去のうえ新たなフェンス等を設置するもの。

## 2 事業内容

### (1) 新保育施設建設用地擁壁等整備工事

ア 場 所 : 旧仁田佐古小学校跡地(長崎市西小島2丁目地内)

イ 期 間 : 令和5年6月～令和6年2月(予定)

ウ 工事費 : 106,700 千円

#### エ 工事内容

(ア) 既存擁壁(コンクリート擁壁)の撤去

高さ(H) : 最大 6m

延長(L) : 65m

(イ) ブロック積擁壁の設置

高さ(H) : 5m

延長(L) : 65m

(ウ) ブロック塀及び鉄製フェンスの撤去、新たなフェンスの設置

延長(L) : 40m

### (2) 工事に伴う補償

ア 支障物件 : 当該擁壁に隣接する家屋の木造下屋 1件

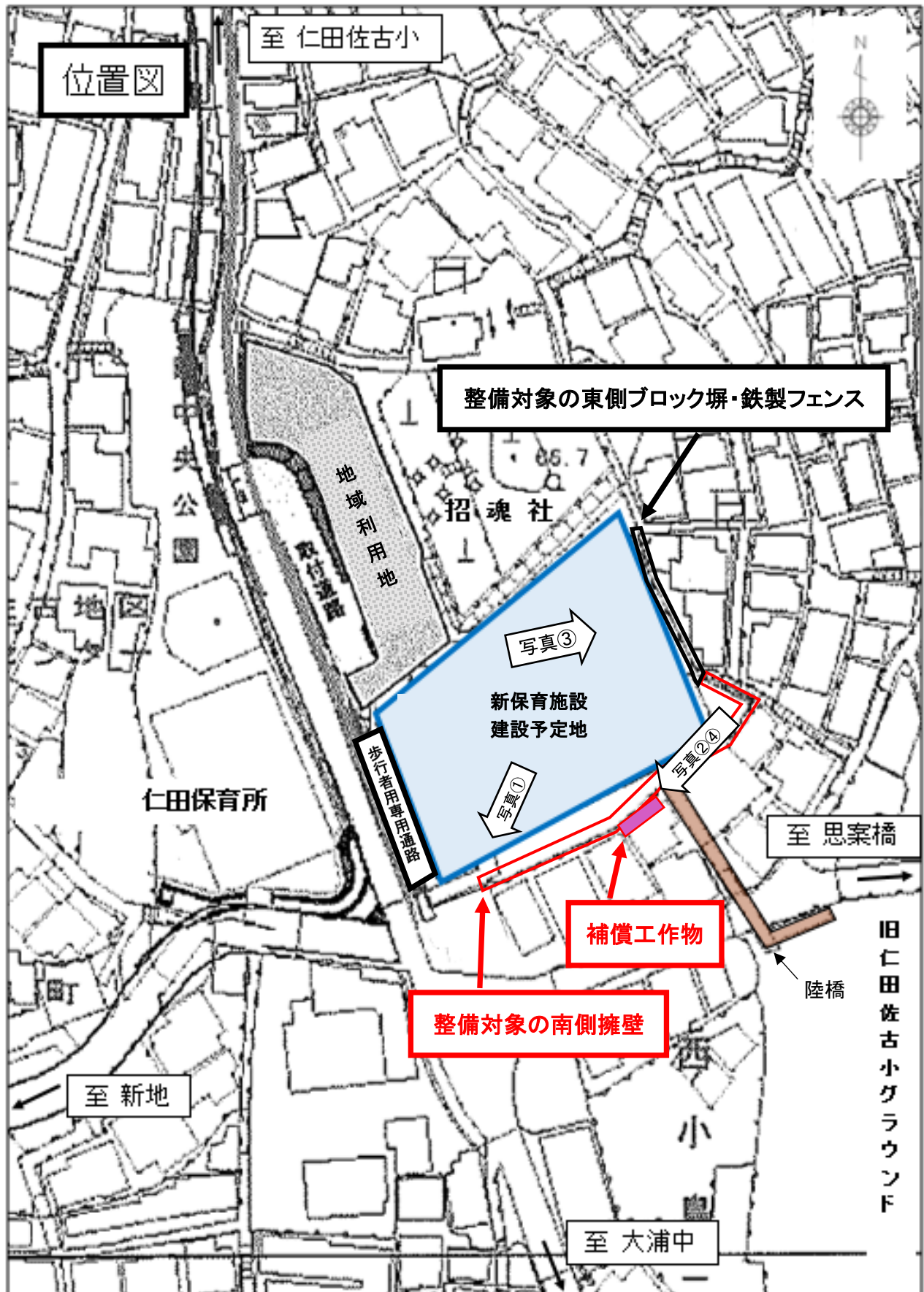
イ 補 償 料 : 300 千円

## 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 107,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 107,000



4 位置図等



写真①（南側擁壁）



※現在は埋め戻し済

写真②（南側擁壁と隣接家屋）



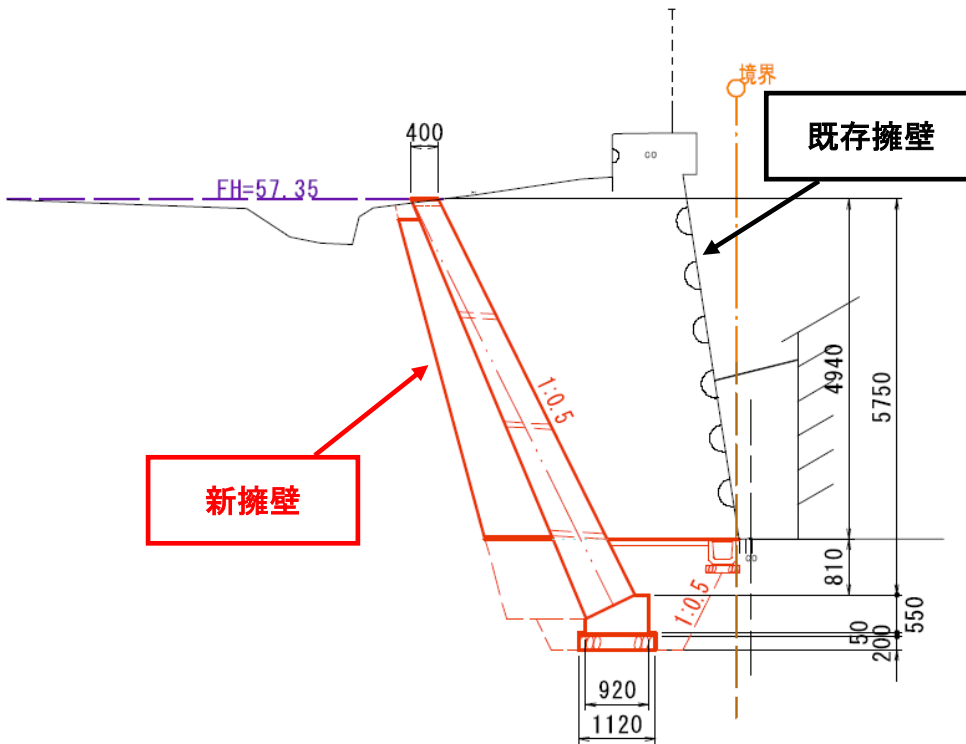
写真③（東側ブロック塀、鉄製フェンス）



写真④（補償工作物）



### 5 擁壁の断面図(イメージ)



### 6 スケジュールのイメージ(予定)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市	移譲先候補者の公募・選定 移譲先法人の決定	擁壁整備設計等業務委託 建物事前調査	擁壁等撤去設置工事	建物事後調査	新保育施設専用通路整備工事	
移譲先法人		土地の調査等 新園舎の基本設計	新園舎の実施設計	新園舎の建設工事	園業務の引継ぎ期間	新保育所等運営
		運営協議会の設置・開催				

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170～171	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立保育所等 施設費	2-1	市立保育所費 運営費	千円 279,685
				3-1	市立認定こども園費 運営費	千円 43,905

## 1 概 要

市立保育所及び市立認定こども園の運営に必要な運営費。また、令和4年度に引き続き、原油価格・物価高騰の影響で、市立保育所及び市立認定こども園の副食(おかず)における食材費が上昇しているため、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するための費用を計上する。

さらに、令和5年度から保護者及び保育士等の負担軽減を図るため、保育所等において使用済みおむつを処分する取り組みを開始する。

## 2 事業内容

### (1) 原油価格・物価高騰対策

ア 対象施設 市立保育所(5施設)及び市立認定こども園(1施設)

#### イ 対象期間

(ア) 1号認定子ども : 令和5年4月～令和6年3月 ※8月は夏休みのため対象期間から除く

(イ) 2・3号認定子ども: 令和5年4月～令和6年3月

#### ウ 食材費の上昇額の考え方

上昇額については、消費者物価指数の上昇を根拠に算出しているが、月ごとの物価指数の変動が大きい(生鮮食品:3.9%～13.3%、その他食品:2.0%～7.0%)ため、令和4年7月補正と同じ物価指数(生鮮食品:13.3%、その他食品:2.5%)を適用するもの。

令和4年度 消費者物価指数(単位:%)

4月		5月		6月		7月	
生鮮食品	その他の食品	生鮮食品	その他の食品	生鮮食品	その他の食品	生鮮食品	その他の食品
10.8	2.0	13.3	2.5	6.6	3.0	9.9	4.0
8月		9月		10月		11月	
生鮮食品	その他の食品	生鮮食品	その他の食品	生鮮食品	その他の食品	生鮮食品	その他の食品
11.7	4.4	3.9	4.8	10.4	5.9	13.2	7.0

#### (ア) 市立の保育所等における副食に含まれる分量(重さ)の構成割合

生鮮食品:49%	その他の食品:51%
----------	------------

#### (イ) 副食費上昇額

(月額/単位:円)

認定種別	市立保育所等における副食費	生鮮食品の上昇額※1	その他の食品の上昇額※2	副食費上昇額 (10円未満切上げ)
1号認定子ども	2,980	195	38	240
2号認定子ども	5,000	326	64	390
3号認定子ども	※3 7,150	466	92	560

※1 認定種別における副食費に構成割合(生鮮食品:49%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(生鮮食品:13.3%)を乗じたもの

※2 認定種別における副食費に構成割合(その他の食品:51%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(その他の食品:2.5%)を乗じたもの

※3 3号認定子どもにおける副食費は、保育料に含まれているため、副食費相当額となる

※参考：令和4年6月以降の消費者物価指数により積算を行った場合

(単位：円)

副食費(2号)	生鮮食品	その他の食品		上昇額	390円との差
R4.6	161.7	76.5	≡	238	152
R4.7	242.6	102.0		345	45
R4.8	286.7	112.2		399	-9
R4.9	95.6	122.4		218	172
R4.10	254.8	150.5		405	-15
R4.11	323.4	178.5		502	-112
平均				<u>351</u>	

エ 予算額((ア)+(イ)) 2,240千円…①

(ア) 市立保育所費 1,786千円…②

a 2号認定子ども 390円×2,325人(延入所児童見込数) = 906,750円

b 3号認定子ども 560円×1,570人(延入所児童見込数) = 879,200円

合計(a+b) 1,785,950円

(イ) 市立認定こども園費 454千円…③

a 1号認定子ども 240円×390人(延入所児童見込数) = 93,600円

b 2号認定子ども 390円×495人(延入所児童見込数) = 193,050円

c 3号認定子ども 560円×298人(延入所児童見込数) = 166,880円

合計(a~c) 453,530円

(2) 使用済みおむつの処分

現在、市立の保育所等において児童が使用したおむつは、保育士等が児童ごとに分別し、迎えに来た保護者に手渡しの上、自宅まで持ち帰って処分していることから、保護者及び保育士等の負担軽減を図るため、各施設で使用済みおむつを保管し、委託業者において収集運搬及び処分を行う。

ア 対象施設 市立保育所(5施設)及び市立認定こども園(1施設)

イ 処分方法 使用済みおむつは屋内用のゴミ箱に溜めておき、1日に1回程度、施設内に設置する屋外用のゴミ箱に移送する。また、屋外用のゴミ箱に収集した使用済みおむつは、週に2回、委託業者が収集運搬を行い処分する。

ウ 予算額((ア)+(イ)) 1,454千円…④

(ア) 市立保育所費 1,212千円…⑤

(イ) 市立認定こども園費 242千円…⑥

(単位：千円)

内 容	市立保育所費	市立認定こども園費	合 計
使用済みおむつ収集処分委託料	866	173	1,039
ゴミ箱等消耗品費	346	69	415
合 計	1,212	242	1,454

## (3) (1)及び(2)以外

ア 予算額((ア)+(イ))	319,896千円…⑦
(ア) 市立保育所費	276,687千円…⑧
(イ) 市立認定こども園費	43,209千円…⑨

(内訳)

(単位:千円)

節	市立保育所費	市立認定こども園費	主な内容
報酬	50,163	4,816	会計年度任用職員に係る報酬等
給料	46,954	2,343	会計年度任用職員に係る給料
職員手当等	21,556	1,395	会計年度任用職員に係る期末手当等
共済費	24,572	1,566	会計年度任用職員に係る共済負担金等
報償費	98	37	育児講座に係る講師謝礼等
旅費	3,157	405	会計年度任用職員に係る通勤手当等
需用費	56,865	13,010	消耗品費及び光熱水費等
役務費	5,426	404	郵送料及び手数料等
委託料	56,866	17,264	給食調理業務委託等
使用料及び賃借料	9,248	1,481	下水道使用料等
備品購入費	1,000	300	備品購入費
負担金、補助及び交付金	749	180	県保育協会負担金等
補償、補填及び賠償金	33	8	授業目的公衆送信補償金
合計	276,687	43,209	

(4) 全体予算額(①+④+⑦)	323,590千円
ア 市立保育所費(②+⑤+⑧)	279,685千円
イ 市立認定こども園費(③+⑥+⑨)	43,905千円

### 3 財源内訳

事業名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
市立保育所費 運営費	千円 279,685	千円 4,204	千円 -	千円 -	千円 41,712	千円 233,769
市立認定こども園費 運営費	千円 43,905	千円 517	千円 -	千円 -	千円 10,483	千円 32,905

#### 【市立保育所費運営費】

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独)

国庫補助率 国庫補助事業の市負担分(1,786千円)の10/10

保育対策総合支援事業費補助金

①新型コロナウイルス感染症対策 国庫補助率 補助基準額(622千円)の1/2

②医療的ケア児保育支援 国庫補助率 補助基本額(3,164千円)の2/3

※2 給食負担金(6,021千円)ほか

#### 【市立認定こども園費運営費】

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独)

国庫補助率 国庫補助事業の市負担分(454千円)の10/10

保育対策総合支援事業費補助金

①新型コロナウイルス感染症対策 国庫補助率 補助基準額(127千円)の1/2

※2 給食負担金(2,555千円)ほか



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
184~185	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	2-5	定期予防接種費	千円 953,392

## 1 概 要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核（BCG）、日本脳炎、麻しん、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症の予防接種を行っている。

また、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、令和5年4月から、従来の2価ワクチン及び4価ワクチンに加え、新たに9価ワクチンを定期接種のワクチンとして接種を行う。

## 2 事業内容

### (1) 定期予防接種一覧及び予算額内訳

区 分		単 価 (円)	接種件数 (件)	予算額 (千円)	
接種委託料	四種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ）	11,275	8,544	96,334	
	二種混合（ジフテリア、破傷風）	5,005	2,786	13,944	
	結核（BCG）	11,330	2,205	24,983	
	日本脳炎	7,933	14,864	117,916	
	麻しん風しん混合	11,357	5,538	62,895	
	ヒブ感染症	8,569	8,564	73,385	
	小児の肺炎球菌感染症	11,935	8,521	101,698	
	ヒトパピローマウイルス感染症 ※1	2・4価	16,176	1,100	17,794
		9価	26,675	4,086	108,994
	ヒトパピローマウイルス感染症 ※2	2・4価	16,176	800	12,941
		9価	26,675	5,117	136,496
	水痘	10,780	5,149	55,506	
	B型肝炎	6,818	6,587	44,910	
	ロタウイルス感染症（1価）	14,278	3,233	46,161	
	ロタウイルス感染症（5価）	9,856	1,741	17,159	
	接種不可料			1,060	
	小 計				932,176
扶助費	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い分			323	
	県外での定期接種分			4,430	
事務費（印刷製本費・郵送料等）				16,463	
合 計				953,392	

※1 通常分（小学6年生～高校1年生相当）

※2 積極的勧奨の差し控えによる未接種者への救済措置分（令和7年3月31日まで）

(2) ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンにおける9価ワクチンの追加

ア 通常分

(ア) 接種対象者	小学6年生から高校1年生相当までの女子 8,185人 ※標準的な接種期間に当たる者は中学1年生
(イ) 接種回数	3回
(ウ) 接種料	2価・4価 1回あたり 16,176円 … ① 9価 1回あたり 26,675円 … ②
(エ) 接種見込み件数	5,186件 {(8,185人(接種対象者)×3回)×25.6%※}-1,100件 (接種済件数) ※積極的勧奨差し控え前の長崎市の年間接種率60%を令和7年度に達成するものとして接種率を算出 うち、2価・4価の接種見込み 1,100件 … ③ 9価の接種見込み 4,086件 … ④
(オ) 委託料	2価・4価 17,794千円(①×③) 9価 108,994千円(②×④) 合計 126,788千円

イ 積極的勧奨の差し控えによる未接種者への救済措置分

(ア) 救済措置対象者	平成9年度から平成18年度生まれ(令和5年度に17歳~26歳となる)の女子 16,541人のうち未接種者
(イ) 接種期間	令和4年度から令和6年度まで(3年間)
(ウ) 接種見込み件数	5,917件 {(16,541人(接種対象者)×3回)×22.4%※}-5,199件 (接種済件数) ※積極的勧奨差し控え前の長崎市の年間接種率60%を令和6年度に達成するものとして接種率を算出 うち、2価・4価の接種見込み 800件 … ⑤ 9価の接種見込み 5,117件 … ⑥
(エ) 委託料	2価・4価 12,941千円(①×⑤) 9価 136,496千円(②×⑥) 合計 149,437千円

(3) ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンに係る任意接種償還払いの実施

ア 対象者	ヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種を受け、その実費を負担した者
イ 接種料	1回あたり 16,154円 … ⑦ 接種を受けた日の属する年度の長崎市の委託単価の範囲内で助成
ウ 申請見込み件数	20件 … ⑧
エ 扶助費	323千円(⑦×⑧)

#### (4) ワクチン接種実績

(年度延べ件数)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4.12末
通常分	76	181	413	3,471	1,608
救済措置分					1,450
合計	76	181	413	3,471	3,058

※平成25年6月に積極的勧奨差し控え

※令和3年4月に対象者へワクチン情報を個別送付

※令和4年4月に対象者(通常分のうち、中学1年生～高校1年生相当)へ接種勧奨を個別送付

※令和4年6月に対象者(救済措置分)へ接種勧奨を個別送付

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
953,392	—	—	—	23	953,369

※ 保険料個人負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
280～281	10 教育費	5 幼稚園費	1 幼稚園 管理費	3-1	【単独】幼稚園施設整備 事業費 高島幼稚園	千円 9,200

## 1 概 要

市立高島幼稚園において、建築基準法第 12 条に基づく点検の中で屋上防水設備に関して、防水劣化及び膨れ等の指摘があっており、今後、雨漏りする恐れがあるため、屋上防水工事を行うもの。

また、1階に2室ある保育室のうち1室において空調機が未設置であることから、夏季は熱中症等の危険から園児の安全を確保するため、空調機取付工事を行うもの。

## 2 事業内容

### (1) 全体計画

ア 期 間 令和5年7月～令和6年3月

イ 工事内容 (ア)屋上防水工事 …1階屋上部分 255m<sup>2</sup>

(イ)空調機取付工事…保育室(1部屋) 天井埋込型空調機2台

### (2) 予算額 9,200千円

ア 屋上防水工事 4,900千円

イ 空調機取付工事 4,300千円

## 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ※	その他	一般財源
千円 9,200	千円 —	千円 —	千円 9,200	千円 —	千円 —

※過疎対策事業債 充当率 100% (交付税措置率 70%)

#### 4 現況写真

(1) 1階屋上部分(屋上防水工事)



(2) 保育室(空調機取付工事)

